

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費		事業開始年度	昭和61年度	作成責任者	
担当部局庁	年金局		担当課室	総務課	総務課長 古都	
会計区分	年金特別会計厚生年金勘定		上位政策	厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」附則第84条第2項～第6項、第85条 厚生年金保険法附則第30条第1項、第3項		関係する計画、通知等	・「厚生年金基金等給付費負担金交付要綱」(平成22年2月5日発年0205第5号) ・「厚生年金基金等給付現価負担金交付要綱」(平成22年2月5日発年0205第6号)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・厚生年金基金等が国に変わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用については、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、当該差分を「政府負担金」として交付する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況等を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、最低責任準備金(厚生年金基金が代行部分について確保することを義務づけられている積立金)が、過去期間代行給付現価額(将来見込まれる代行給付の費用を現在価値に割り戻したもの)の1/2を下回った場合に、当該下回っている額の一部を給付現価負担金として交付する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書を審査・確認を行った後、厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金の交付(9月・3月)する。 ・「厚生年金保険法」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書を審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(3月)をする。					
実施状況	平成19年度 保険給付費 87,919百万円(厚生年金基金数 678、企業年金連合会1) 平成20年度 保険給付費 90,906百万円(厚生年金基金数 634、企業年金連合会1) 平成21年度 保険給付費 96,726百万円(厚生年金基金数 625、企業年金連合会1)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	108,374	110,562	101,875	109,455	107,186
	執行額	87,919	90,906	96,726		
	執行率	81%	82%	95%		
	総事業費(執行ベース)	—	—	—		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	・「厚生年金基金等給付費負担金交付要綱」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書を審査・確認を行った後、厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金の交付する。 ・「厚生年金基金等給付現価負担金交付要綱」に基づき、厚生年金基金等が提出した交付申請書を審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付する。				
	見直しの余地	引き続き、迅速な支払いに努めるとともに厚生年金基金等への給付費負担金等の支払いに支障をきたさぬように、過去の支払い実績等を踏まえた適正な資金繰りを行うなどの取組を進める。				
予算・監視の効率化	厚生年金保険法等に基づく事業であり、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべき。					
補記						

厚生労働省

(厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付
96,726百万円(平成21年度執行額))

企業年金連合会等(626)

厚生年金基金等給付費等負担金の上位10者までの支出先

順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	企業年金連合会	24,315
2	全国信用金庫厚生年金基金	1,871
3	東京薬業厚生年金基金	1,539
4	大阪薬業厚生年金基金	1,140
5	全国建設厚生年金基金	1,109
6	東京金属事業厚生年金基金	1,014
7	東京乗用旅客自動車厚生年金基金	920
8	愛鉄連厚生年金基金	849
9	東京印刷工業厚生年金基金	792
10	東京都電気厚生年金基金	744

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

企業年金連合会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
厚生年金基金等給付費等負担金	厚生年金保険法等に基づく、厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付	24,315			
計		24,315	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)